

鳥取県告示第689号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成24年10月5日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
鳥取医療生活協同組合	介護老人保健施設レインボーしかの	鳥取市鹿野町今市242	平成24年10月1日